新型コロナウイルス関連情報(第 96 報):DC の規制解除・緩和、マスク着用義務緩和

昨日(5月17日)、ワシントンDCのバウザー市長は、フェーズ2における収容人数制限等の規制の解除・緩和に関する市長令を発令するとともにマスク着用ガイダンス更新版を発出しました。主な内容は以下のとおりです。

フェーズ2規制の解除・緩和

(1)マスク着用義務の緩和(市長令!!)※即時発効

・企業体ほか全ての組織は、従業員がワクチン接種すること及び DC 保健局のマスク着用ガイダンスを遵守することを奨励すべきである。

・ワクチン接種完了者はマスク着用ガイダンスに記載されている特定の状況を除き、マスク着用の必要はない。

(2) 各ビジネスの規制解除・緩和(III、IV)

・5月21日(金)午前5時から、小売業・非小売業、レストラン等の食品施設、フィットネス及びレクリエ ーション施設、学習機関、礼拝施設、不動産、建設・開発事業は、COVID-19 関連の制限(収容人数・時間・ 活動)なしに、(営業許可証により許可される範囲で)通常営業を再開できる。

・5月21日(金)午前5時から、これまで閉鎖されていたナイトクラブ、多目的施設、シガーバー及び水タ バコラウンジは、収容人数の50%を上限として、その他COVID-19関連の制限(時間・活動)はなく営業を再 開でき、6月11日(金)午前5時からは、収容人数制限も解除され、通常営業で再開できる。

・6月11日(金)から、2,500人を超える座席を備えた全ての大規模娯楽施設は、COVID-19 関連の制限なし に通常営業を再開できる。

(3) 大規模集会(V)

・5月21日(金)午前5時に、参加者がDC保健局のガイダンスを遵守することを前提に、私的な大規模集会の制限が解除される。公共の場で予定されるイベントは、必要な許可を取得する必要がある。

(4) スポーツ及びレクリエーション(VI)

・5月21日(金)午前5時から、COVID-19関連の制限なしに高接触スポーツを再開できる。

(5) 旅行の要件(VII)

・旅行に関する市長令(2020-110 及び 2021-060)が規定する義務は即時解除される。旅行者は、DC 保健局に よる今後のガイダンス更新を確認する。

(6)自主隔離(VIII)

・DC 保健局によって免除されない限り、COVID-19 陽性患者との濃厚接触者及び陽性患者は 10 日間隔離しなけ ればならない。DC 保健局は引き続きガイダンスを更新し、ワクチン接種完了者の免除に関する追加情報を提 供する。

(7) 非常事態宣言の延長(XII)

・財政支援や州外医療提供者の配置、その他緊急措置の維持が引き続き必要であることから、非常事態宣言および公衆衛生上の緊急事態宣言を延長する。

◎修正された市長令

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Mayor %27s%200rder%202021-

 $\frac{069\%20 Mod\,i\,f\,i\,ed\%20 Measures\%20 for\%20 Spr\,i\,ng\%20 Summer\%202021\%20 of\%20 Wash\,i\,ngton\%20 C\%20 Reopen\,i\,ng\%20 and\%20 Extention\%205-17-2021.\,pdf$

◎DC 保健局の各種ガイダンス

https://coronavirus.dc.gov/healthguidance

(注) DC 保健局は、「マスク着用」「旅行」「学校」など、活動や施設の種別ごとに用意された様々な公衆 衛生上のガイダンスを随時更新しています。ご自身に関係するガイダンスについて、更新の有無をご確認くだ さい。

2. マスク着用ガイダンス

(1) ワクチン接種完了者

以下の状況を除き、屋内・屋外のいかなる状況においてマスク着用は不要。

・ホームレスシェルター

- ・矯正施設
- ・学校・チャイルドケア施設
- ・医療現場
- ・職場や各種施設がマスク着用を求める場合

・米国内外を移動する公共交通機関(飛行機、電車、バス、タクシー、配車、または空港や駅などの交通ハブ)

〇免疫不全のワクチン接種完了者は完全に保護されていない可能性があり、医療提供者とマスク着用の必要性 について話し合うべきである。

※ワクチン接種完了者とは、

・2回接種型ワクチンの2回目を接種後、2週間が経過している者(ファイザー、モデルナ)

・1回接種型ワクチンを接種後、2週間が経過している者(ジョンソン&ジョンソン)

(2) ワクチン接種未完了者

・オフィス、ジム、アパートの共有エリア、公共交通機関、その他施設を含む屋内・屋外の公共の場で、マス クを着用すべきである(2 歳以上)。

・ワクチン接種未完了者も、マスクを着用せずに以下の活動を行うことができる

- ワクチン接種完了者の友人や家族との屋外での小規模な集まりに参加

- 一世帯までのワクチン接種完了者を訪問(屋内)

・ワクチン接種未完了でハイリスクの者は、マスクを着用し、家族以外の人と交流する際は6フィートの距離 を保つべきであることに留意。

◎DC 保健局: Masks and Cloth Face Coverings Guidance for the General Public (5月17日更新版) <u>https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Masks</u> _and_Cloth_Face_Coverings_DCHealth_COVID-19_Guidance_2021.5.13-5.17.21.pdf

(注)できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局 が提供する情報に依拠してください。

(注)お住まいの郡や市など地方政府からも、生活に密接に関わる措置や州政府よりも厳格な措置等が発表されることがあります。各自において情報収集に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館 住所:2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A. 電話:202-238-6700 (代表) HP:<u>https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら
<u>https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html</u>
◎領事メールのバックナンバーはこちら
https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html